

○七尾市建設工事検査要綱

平成18年4月1日

告示第49号

改正 平成28年3月28日告示第71号

平成30年3月26日告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めがあるもののほか、七尾市が契約する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。)の給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認等を含む。)をするため必要な検査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する検査をいう。以下「検査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 検査を行う者(以下「検査員」という。)は、次に掲げる職員とする。

- (1) 500万円未満の請負工事については、工事を所管する課長又は課長が指定した所属職員とする。
- (2) 500万円以上の請負工事については、総務部監理課に属する職員とする。

(検査の種類)

第3条 工事における検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 既済部分検査は、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合等において、工事の既済部分の出来形を確認するために行う検査をいう。
- (2) 中間検査は、設計図書に指定した箇所及びその他市長が特に必要があると認めた場合に工事施工中に行う検査をいう。
- (3) 完成検査は、工事の完成を確認するために行う検査をいう。

(検査員の心得)

第4条 検査員は、検査を実施するに当たっては、厳正かつ公平な態度で臨み、自己の責任と判断において、出来形及び工事目的物の適否を決定しなければならない。

(検査の通知)

第5条 市長は、検査を行うときは、あらかじめ受注者に検査の日時その他必要な事項を通知しなければならない。

(検査の立会い)

第6条 市長は、検査を行うときは、次に掲げる者を立ち合わせるものとする。

(1) 受注者又は現場代理人及び主任技術者

(2) 当該工事の監督員

(検査の復命)

第7条 検査員は、検査の結果を直ちに所定の検査復命書(以下、「復命書」という。)を作成し、回付しなければならない。

なお、復命書には検査調書を作成し、添付しなければならない。

(検査上の措置)

第8条 検査員は、検査の結果について工事の施工が契約書、設計図書、その他関係書類に適合しないと認めるときは、その旨及びその措置について意見を付し市長に報告しなければならない。

(検査結果の通知)

第9条 市長は、第7条に規定する検査の復命を受けたときは、完成検査の可否を受注者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第71号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日告示第55号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。